



Title	清華簡『説命』の文献的特質：天の思想を中心に
Author(s)	金城, 未来
Citation	待兼山論叢. 哲学篇. 2013, 47, p. 1-16
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/54394
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

清華簡『説命』の文献的特質

――天の思想を中心に――

金城 未来

キーワード…清華大学蔵戦国竹簡／清華簡『説命』／偽古文『尚書』説命／天

はじめに

近年、中国大陸では次々と新出土文献が発見されており、それらを用いた古代史の再検討が進められている。中でも、特に注目を集めているのが、『尚書』関連文献を多く含む「清華大学蔵戦国竹簡（清華簡）」である。『清華大学蔵戦国竹簡（壹）』^①の前言によれば、清華簡には、おおよそ竹簡二四〇〇枚が含まれており、経書関連文献や古逸文献等六十篇以上の内容が見えるという。

筆者はまず、その内の『尚書』関連文献『周武王有疾周公所自以代王之志（金縢）』について、その文献的特質を考察した。^②『金縢』は今本『尚書』の一篇に数えられる文献であるが、清華簡『金縢』と今本『尚書』金縢とを比較すると、そこには篇題から呼称表記、さらには内容に及ぶまで、様々な相違が認められた。しかし、清華簡『金縢』

のみでは、『尚書』変遷の過程を辿り、また清華簡に含まれる『尚書』関連文献の位置付けについて検討するには不十分であると感じた。そこで、本稿では二〇一二年十二月に刊行された『清華大学藏戦国竹簡〔参〕』に所収の『尚書』関連文献『説命』^{（えうめい）}について考察を加え、その文献的特質を明らかにすることを目指す。

一、清華簡『説命』について

まず、清華簡『説命』の書誌情報について、整理者（原釈文担当者）の「説明」を参考に概説する。

本篇の整理者は李学勤氏。上・中・下の三篇よりなり、全篇を通して同一人物によって書写された可能性が指摘されている。簡長は約四十五センチ。竹簡数は全二十四簡（『説命上』全七簡、『説命中』全七簡、『説命下』全十簡^{（3）}）で、竹簡背面には配列の順序を示す番号が附されているため、錯簡や脱簡の可能性は考えられない。また上・中・下、各篇の最終簡背面には、それぞれ篇題「傳説之命」が見える。^{（4）}

次に、本篇の内容について説明を加えたい。「説命」と称される文献は、すでに多くの研究者が指摘しているとおり、漢初の伏生が伝える今文『尚書』には見えず、東晋の梅賾が献上した偽古文『尚書』よりその内容が確認できる文献である。書序には「高宗夢得説、使百工营求諸野、得諸傳嚴。作『説命』三篇（高宗夢に説を得、百工をして諸を野に营求せしめ、諸を傳嚴に得たり。『説命』三篇を作る）」とあり、指摘されている篇数が清華簡『説命』と合致するが、偽古文『尚書』説命と清華簡『説命』とを対照すれば、多くの相違点があることに気付く。そこで、両文献を比較しやすいよう、次に対照表を作成した。対照表では、文意が対応すると考えられる箇所、それぞれ波線や破線などの記号を附している。

「表1」偽古文『尚書』說命と清華簡『說命』との対照表

上篇	
偽古文『尚書』說命 王宅憂、亮陰三祀。既免喪、其惟弗言。 群臣咸諫于王、曰「嗚呼。知之曰明哲、明哲實作則。天子惟君万邦、百官承式」。 王言惟作命、不言、臣下罔攸戛令。王庸作書以誥曰「以台正于四方、惟恐德弗類、茲故弗言。」恭默思道、夢帝實予良弼、其代予言。 乃審厥象、俾以形旁求于天下。	說桀傳歲之野、惟肖。爰立作相、王置諸其左右。 命之曰「朝夕納誨、以輔台德。若金、用汝作礪。若濟巨川、用汝作舟楫。若歲大旱、用汝作霖雨。啓乃心、沃朕心、若藥弗瞑眩、厥疾弗瘳。若跣弗視地、厥足用傷。惟暨乃僚、罔不
上篇	中篇
清華簡『說命』 惟殷王賜說于天、用爲失仲使人。王命厥百工尙、以貨徇求說于邑人。惟弼人得說于傳巖、厥俾繡弓、引關辟矢。 說方築城、滕降庸力、厥說之狀、腕肩如椎。 王廼訊說曰「帝抑尔以畀余、抑非」。 說廼曰「惟帝以余畀尔、尔左執朕袂、尔右稽首」。 王曰「亶然」。 天廼命說伐失仲。失仲是生子、生二牡豕。 失仲卜曰「我其殺之」、「我其已、勿殺」。勿殺是吉。 失仲違卜、乃殺一豕。說于圍伐失仲、一豕乃旋保以逝、廼踐、邑人皆從、一豕隨仲之自行、是爲赦俘之戎。 其惟說邑、在北海之州、是惟國土。說來、自從事于殷、王用命說爲公。	說來自傳巖、在殷。武丁朝于門、入在宗。 王原比厥夢、曰「汝來惟帝命」。 說曰「允若時」。

同心、以匡乃辟。俾率先王、迪我高后、以康兆民。嗚呼、欽予時命、其惟有終」。 說復于王曰「惟木從繩則正、后從諫則聖。后克聖、臣不命其承、疇敢不祇若王之休命」。	武丁曰「來格汝說、聽戒朕言、漸之于乃心。若<u>金</u>、用惟<u>汝作礪</u>。古我先王滅夏、變強、捷<u>蠡</u>邦、惟庶相之力勝、用孚自邇。敬之哉、啓乃心、日沃朕心。若藥、如不瞑眩、越疾罔瘳。朕畜汝、惟乃腹、非乃身。若天旱、汝作淫雨。若津水、汝作舟。汝惟茲說底之于乃心。且天出不祥、不徂遠、在厥賂、汝克覲視四方、乃脩視地。心毀惟備。敬之哉、用惟多德。 且惟口起戎出好、惟干戈作疾、惟衣載病、惟干戈實厥身。若抵不視、用傷、吉不吉。余告汝若時、志之于乃心」。
中篇 惟說命綏百官、乃進于王曰「嗚呼、明王奉若天道、建邦設都、樹后王君公、承以大夫師長、不惟逸予、惟以亂民。惟天聰明、惟聖時憲、惟臣欽若、惟民從乂。 惟口起羞、惟甲冑起戎、惟衣裳在筓、惟干戈省厥躬。王惟戒茲、允茲克明、乃罔不休。惟治亂在庶官。官不及私昵、惟其能。爵罔及惡德、惟其賢。慮善以動、動惟厥時。有其善、喪厥善。矜其能、喪厥功。惟事事、乃其有備、有備無患。無啓寵納侮、無恥過作非。惟厥攸居、政事惟醇。黷于祭祀、時謂弗欽。礼煩則亂、事神則難」。 王曰「旨哉、說。乃言惟服。乃不良于言、予罔聞于行」。 說拜稽首曰「非知之艱、行之惟艱。王忱不艱、允協于先王成德、惟說不言有厥咎」。	下篇 ……具、經德配天、余罔有讟言。小臣罔俊在朕服、余惟命汝說融朕命、余柔遠能邇、以益視事、弼永延、作余一人」。 王曰「說、既亦詣乃服、勿易俾越。如飛雀罔畏離、不惟
下篇 王曰「來、汝說。台小子旧學于甘盤、既乃遷于荒野、入宅于河。自河徂亳、暨厥終罔顯。爾惟訓于朕志。若作酒醴、爾惟麴蘖。若作和羹、爾惟鹽梅。爾交修予、罔予棄、予惟克邁乃訓」。 說曰「王、人求多聞、時惟建事。學于古訓、乃有獲。事不師古、	

以克永世匪說攸聞。惟學遜志、務時敏、厥修乃來。允懷于茲、道積于厥躬。惟教學半、念終始典于學、厥德修罔覺。監于先王成憲、其永無愆。惟說式克欽承、旁招俊乂、列于庶位」。

王曰「嗚呼、說、四海之內、咸仰朕德、時乃風。股肱惟人、良臣惟聖。昔先正保衡、作我先王、乃曰『予弗克俾厥后惟堯・舜、其心愧恥、若撻于市』。一夫不獲、則曰『時予之辜』。佑我烈祖、格于皇天。爾尚明保予、罔俾阿衡、專美有商。惟后非賢不乂、惟賢非后不食。其爾克紹乃辟于先王、永綏民」。說拜稽首曰「敢對揚天子之休命」。

鷹隼、廼弗虞民、厥其禍亦羅于羣寮」。

王曰「說、汝毋忘曰『余克享于朕辟』。其又適司四方民丕克明、汝惟有萬壽在乃政。汝亦惟克顯天、惇瘝小民、中乃謂、汝亦惟有萬福業業在乃服」。

王曰「說、晝如視日、夜如視辰、時罔非乃載。敬之哉。若賈、汝毋非貨如璣石」。

王曰「說、余既謫劓茲汝、使若玉冰、上下罔不我儀」。

王曰「說、昔在大戊、克漸五祀、天章之用九德、弗易百姓。惟時大戊謙曰『余不克辟萬民。余罔墜天休、式惟三德賜我、吾乃敷之于百姓。余惟弗雍天之嚴命』」。

王曰「說、毋獨乃心、敷之于朕政、欲汝其有友勸朕命哉」。

清華簡『說命』の概要については、すでに別稿でも述べたが、以下、簡潔にその内容をまとめておきたい。

清華簡『說命上』には、殷王（武丁）が失仲の使人である傳説を天より賜る宣託を受け、後に傳説が失仲を伐ち、自ら進んで殷に赴き、王に用いられて公となったという内容が見える。しかし、偽古文『尚書』說命上に、「失仲」（現時点において未詳）なる人物は登場せず、また清華簡『說命』には、偽古文『尚書』說命に見えぬ「說邑の所在地（北海之州）」が明記されている点が、両文獻の相違点として注目される。

また、清華簡『說命中』には、傳説が殷に至った後、武丁が傳説に対し、政治をしっかりと支えるよう呼びかける内容が記されている。ここには、偽古文『尚書』說命上および說命中に類似の文言が見える。そのため、この点か

ら、偽古文『尚書』説命と清華簡『説命』の分篇簡所がそれぞれ異なっていたことが窺われる。さらに、清華簡上篇および下篇では、武丁の呼称が「殷王」「王」と表記されているのに対し、中篇には「武丁」と名が明記されている箇所があることも、三篇の関連性や独立性を考える上で注意すべきであろう。

清華簡『説命下』にも、王（武丁）が様々な訓辞や「大戊」の故事などを引き、中篇同様、傳説に対して政治を支えるよう呼びかける内容が見える。しかし、上篇・中篇と異なり、下篇には偽古文『尚書』説命と類似する文句が全く見られぬ点が特徴的である。

こうした相違点はどう理解すべきであろうか。整理者の李学勤氏は、『礼記』文王世子や学記等が引用する『説命』の文句が、清華簡『説命』には見えぬ点について、『説命』の伝本に差異があつた可能性を指摘している。また、趙平安氏は、清華簡上篇を本文の背景を説明した書序にあたるもの、中篇・下篇を『説命』本文と捉えている。⁽⁶⁾確かに、両氏の推測には一定の蓋然性が認められよう。しかし、偽古文『尚書』および清華簡の他に、『説命』のまとまったテキストは見られず、現時点では、これ以上この観点から考察を進めることは難しいものと考ええる。

そこで以下では、清華簡『説命』において特徴的に記述されていると思われる「天」を検討することにより、その特質を明らかにしたい。

二、清華簡『説命』に見える天・天命

（1）清華簡『説命』に見える天の記述

天は、殷代に最高神として崇拜されていた上帝を、周王朝や周代の学者達が独自に継承・発展させた存在である。⁽⁷⁾

初めて金文資料に「天」の記述が見える「大盂鼎銘」や、上帝と天とが併用される『毛詩』『尚書』には、殷周革命の理由付けとして、文王（および武王）が「天命」を受けて周を興したとする内容が散見する。しかし、周王朝の權威が衰退する春秋戦国期の文献には、「天」や「天命」が周の正当性を示すものとして用いられる以外にも利用されるようになり、諸侯が天命を直接天より受け、「王」や「覇者」として天下を統治するといった記述が見られるようになる。⁽⁸⁾このように、天の思想は時代ごとに変容しつつ、人々に受容され活用されていたと考えられる。

それでは、清華簡『說命』に見える「天」の記述には、一体どのような特徴が見られるのであろうか。以下、本篇における「天」の記述八箇所を具体的に検討してみたい。

① 惟殷王賜說于天、用爲失仲使人。（惟れ殷王說を天より賜うに、用て失仲の使人爲り。）（上篇）

② 王曰「亶然」。天廼命說伐失仲。（王曰く「亶に然り」と。天廼ち說に命じて失仲を伐たしむ。）（上篇）

③ 且天出不祥、不徂遠、在厥脰、汝克覩視四方、乃俯視地。（且し天不祥を出すに、遠に徂はず、厥の脰に在れば、汝克く四方を覩視し、乃ち地を俯視せよ。）（中篇）

【筆者注】「脰」について、子居氏は「腋⁽⁹⁾下」とし、「変生肘腋」の成語からも窺えるとおり「側近之地」の意で、「遠」の対義語であらうとしている。

④ 經德配天（經德天に配し）（下篇）

【筆者注】④について、子居氏は『逸周書』武寤の「王克配天、合于四海」と類似する意ではないかと指摘している。

⑤ 汝亦惟克顯天（汝も亦た惟れ克く天を顯かにし）（下篇）

⑥ 天章之用九德、弗易百姓。（天之を章するに九德を用てし、百姓を易えず。）（下篇）

【筆者注】「易」について、整理者は『左伝』襄公四年の杜預注に「猶輕也」とあることを引いて説明しており、一方、子

居氏は「変」の意であろうと述べている。

⑦余罔墜天休（余天休を墜^{うしな}うこと罔^なく）（下篇）

⑧余惟弗雍天之暇命。（余惟れ天の暇^{かめい}命を雍せず。）（下篇）

【筆者注】「雍」について、整理者は『逸周書』大戒の注「言閉塞不行也」を引く。また、「暇」について、整理者は『爾雅』釈詁を引き「大也」とし、王引之『経義述聞』尚書下は「格読為暇、格命、暇命也」としている。

まず、右記④⑤では、天が畏敬の対象として捉えられており、その存在を称え、それに従おうとする王側の態度が記されていることが窺える。しかし、ここでは「天」の語句は見えるものの、天が人に積極的に働きかける内容が述べられているわけではない。

一方、①では殷王武丁が天から賢臣傳説を与えられたという内容が示され、②では傳説が天から賜った人物に間違いないと確信した武丁の発言の直後、天が傳説に失仲討伐の命を下す内容が見える。また、③⑥⑦⑧でも「天が不吉なことを起こす」「天が（大戊を）称賛する」「天の素晴らしき命（福）を断つことのないようにする」等、天が恩恵や災いを降す人格神的存在として記述されている点が注目される。¹⁰⁾

中でも特に注意すべきなのは、失仲討伐の「天命」が臣下の「傳説」に下ったとされる②の記述である。整理者は該当箇所を全て武丁の言とするが、李銳氏は、王の発言は「亶然」までであり、後述の「天乃命説伐失仲」は、武丁の語ではない可能性がある¹¹⁾と指摘する。確かに、『説命』の図版を確認すれば、「亶然」の下に黒釘が見え、ここで文意が区切られていた可能性が高いことが窺える。しかし、「天乃命説伐失仲」を地の文と考えれば、天が王ではなく、その臣下の傳説に直接討伐の命を下したことになるが、果たして、そういった記述は伝世文獻中に見受けられるものなのか。また、子居氏は、武丁の言を「亶然」までとするものの、「天乃命」については武丁の命であろうとし、

人君が天命に仮託することは、古代ではよく見かける論述法であると述べている。⁽¹²⁾ それでは、子居氏が言う古代における類出表現「人君が天命に仮託して命を下すこと」については、具体的にはどのような記述が見られるのか。次節で確認してみたい。

(2) 天命と王命

まず、『尚書』における用例、特に天命に因って討伐に及ぶ内容が記される次の二例を見てみよう。

① 有扈氏威侮五行、怠棄三正。天用勳絶其命。今予惟恭行天之罰。⁽¹³⁾（有扈氏五行を威侮し、三正を怠棄す。天用て其の命を勳絶す。今予れ^{すなわ}惟ち天の罰を恭行す。）（今本『尚書』甘誓）

② 帝曰「咨禹、惟時^{いま}有苗弗率、汝徂征」。禹乃会群后、誓于師曰「（中略）蠢兹有苗、昏迷不恭、侮慢自賢、反道敗德。（中略）天降之咎。肆予以爾衆士、奉辞伐罪（帝曰く「咨禹、^{ああ}惟だ時の有苗のみ率^{したがわ}されば、汝徂^ゆきて征せよ」と。禹乃ち群后に会し、師に誓って曰く「（中略）蠢する茲^この有苗、昏迷不恭にして、侮慢自ら賢とし、道に反き徳を敗る。（中略）天之に咎を降す。肆^{いま}予爾衆士を以て、辞を奉じ罪を伐つ」（偽古文『尚書』大禹謨）

①には、夏王が服従しない有扈氏を「天罰」と称して伐とうとする内容が見える。また②は偽古文『尚書』ではあるが、舜が禹に位を譲った後に、道義に反した行動を取る有苗の討伐を命じた記述が見える。ここでも、舜の命を受けた禹が、それを「天罰」と関連づけて討伐を行おうとしている様子が読み取れる。また②の内容については、『墨子』非攻下に類似した記述が見え、⁽¹³⁾ ここでは古代聖王の征伐は誅伐であり、不義には当たらないと主張されている。その他、『尚書』湯誓、『左伝』昭公十一年や『国語』晋語にも、道義に反する振る舞いをする他国を天罰（天の意思）に託けて征伐しようとする君主の姿が見える。しかし、これら先秦の文献に見える天命の記述は、すべて国家の

最高統治者である「王」や「諸侯」が、討伐を正当化する目的で主張する内容と捉えることができ、直接天より「臣下（陪臣）」に討伐の命が下ったとされる記述は見受けられない。ただし、『尚書』君奭に見える周公旦が召公奭に対して述べた言「今汝永念、則有固命、厥乱（治）明我新造邦（今汝永く念はば、則ち固命を有し、厥の乱（治）我が新造邦を明にせん）」のように、よくよく天の加護が移り変わることを考え謹んだなら、召公奭は天より定命を受けるであろうとされる記述も見られるが、これは文脈上、あくまでも伊尹や閎夭、散宜生のような王の政治を補佐する賢臣としての命、すなわち「我が新造邦（周）を光明ならしめる命」を召公奭が受けるという内容であると考えられる。⁽¹⁴⁾そのため、やはり清華簡『説命』における天命も、国家統治上重要と考えられる軍事指揮を、天が直接臣下である傳説に命じたすることは考え難く、そこには子居氏が主張する通り、殷王である武丁の介在があったと捉えた方が自然であるように思われる。

それでは、天命と王命の関係、特に天命に王が仮託することには、どのような意味があるのであろうか。まずは、次の『穀梁伝』宣公十五年の記事により、王命の意義について考えてみたい。

③【経】王札子殺召伯・毛伯。（王札子召伯・毛伯を殺す。）

【伝（前略）】「殺召伯・毛伯」、「其」と言わざるは、何ぞや。両下相殺せばなり。両下相殺すは、『春秋』に志さず。此に其れ志すは何ぞや。王命を矯りて以て之を殺すは、忿怒して相殺すに非ざるなり。故に曰く、王命を以て殺す、と。王命を以て殺さば、則ち何ぞ志さん。天下の主為る者は、天なり。天を繼ぐ者は、君なり。君の存する所の者は、命なり。人臣為りて其の君の命を侵して之を用うるは、是れ臣ならず。人君為りて其の命を失するは、是れ君ならず。君君ならず、臣臣ならざれば、此れ天下の傾く所以なり。⁽¹⁵⁾

ここでは、『春秋』には通常、臣下同士の殺人は記されないが、これは王命と偽って殺害した事件であるため、記

述されたのだと説かれている。すなわち、天下の主宰者は天であり、それを継ぐ者は王であり、王の発する命は、王の存在意義とも等しい權威あるものである。しかし、臣下の立場でこれを偽り用いることがあれば、君臣関係は崩れ、天下も傾いてしまうため、その戒めとして記述されているのだとされているのである。

小南一郎氏は、「天命」について「天が自からの元子（嫡子）と認めた王者に与え」るものと述べており、高島敏夫氏は、西周期の「王命」について「王は天子とも称し、王命は「天」のノリトとして発せられていた」とし、政治的な性格を持つと同時に、「天命」を背景に、なお殷代の宗教的な性格を併せ持つものであったと説いている。⁽¹⁶⁾ それぞれ対象とする文献に時代差はあるものの、先に見た『穀梁伝』の記述や、小南・高島両氏の見解からは、基本的に「天命」が王の權威を裏付け、また王命が「天の意思」を代弁するものとして重視されていた状況が窺われるであろう。

清華簡『説命』における「天の傳説に対する失仲討伐の命」からは、一見、「革命思想」をも連想させる強烈な印象を受けるが、このように天と傳説との間に「天子」たる王が介在し、天命を代弁していたとすれば、この記述も「天→王(天子)→臣下」という階層制度を保持した従来の「天命」の枠組みを超えるものではないことが分かる。

なお、清華簡『説命』の中には、殷王武丁の「汝の來たるは惟れ帝命なり」という発言が見えるが、ここでも「帝命」も、君臣関係の逆転を示唆するものではなく、傳説が賢臣として王の政治を支えるよう、帝(天)によって武丁の下へとおくられたという上下階層を保持するものであると言えよう。

おわりに

以上、本稿では、主に清華簡『説命』に見える「天」の記述を中心に取り上げ、検討を進めてきた。その結果、清

華簡『説命』には、禍福を下す人格神的な天についての記述が多いこと、また討伐を指示する「天命」が、天の權威を背景にした「王命」と関連付けられていた可能性の高いことが明らかとなった。このような、一見、「革命思想」を連想させる「天命」と関連付けられた「王命」の記述、特に王権の中でも祭祀と並び重視される討伐（軍事指揮）に関する権利を天命に託け臣下に譲り渡す記述内容は、管見の及ぶ限り伝世文献中にはほとんど見られず、これは清華簡『説命』の特色であると考えられる。

なお、李学勤氏によれば、清華簡には、『金縢』や『説命』以外にも『尚書』関連文献の『冏命』や、殷の武丁と彭祖との問答を記した『殷高宗問于三寿』等が含まれているという。これらの文献が公開されれば、清華簡『尚書』関連文献の研究や、古代聖賢に関する研究は、より大きく進展するであろう。今後の公開が待たれる。

[注]

- (1) 『清華大学蔵戦国竹簡(壹)』(清華大学出土文献研究与保護中心編・李学勤主編、中西書局、二〇一〇年十二月)。
- (2) 拙稿『清華簡『周武王有疾周公所自以代王之志(金縢)』の思想史的特質』(《中国研究集刊》第五十三号、二〇一二年六月)を参照。
- (3) ただし、整理者は『説命下』について、第一簡が欠失しており、九簡のみが現存していると述べている。
- (4) 竹簡には、もともと篇題「傳説之命」が記述されていたが、整理者は便宜上、本文献を内容順に、「説命上」「説命中」「説命下」と仮称するとしている。
- (5) 拙稿『清華大学蔵戦国竹簡(参)』所収文献概要「『中国研究集刊』第五十六号、二〇一三年六月」を参照。
- (6) 「試析清華簡《説命》的結構」(清華大学出土文献研究与保護中心、<http://www.tsinghua.edu.cn/publish/ceup/6831/index.html>)、二〇一三年五月七日。
- (7) 帝や天については、島邦男『殷墟卜辞研究』(汲古書院、一九七五年)や、赤塚忠『中国古代の宗教と文化——殷王朝の祭祀』(研文社、一九九〇年一月)、白川静『白川静著作集5 金文と経典』(平凡社、二〇〇〇年六月)などに詳しい。

- (8) 「秦公曰、不顯朕皇且、受天命、甯宅禹蹟。秦公曰く、不顯なる朕が皇且は、天命を受けて、禹の蹟に甯宅す。」(秦公殷、「號公夢在廟、有神人面白毛虎爪、執鉞立于西阿。公懼而走。神曰「無走。帝命曰「使晉襲于爾門」」(號公夢に廟に在りて、神有り人面白毛虎爪にして、鉞を執り西阿に立つ。公懼れて走る。神曰く「走ること無かれ。帝命じて曰く「晋をして爾が門に襲らしめん」と。))」(『国語』晋語二、「天厚楚邦、使為諸侯正(天楚邦を厚くし、諸侯の正為らしむ)」「上博楚簡「鄭子家喪」」など。
- (9) 子居「清華簡『說命』上篇解析」(二〇一三年一月六日)、子居「清華簡『說命』中篇解析」(二〇一三年四月三日)、子居「清華簡『傳説之命』下篇解析」(二〇一三年七月八日)。全て清華大学簡帛研究 (<http://www.confucius2000.com/admin/janmu2/jianbo.htm>) に掲載されている。
- (10) 清華簡『說命』には、人に積極的に働きかける「帝」の記述も見える。該当箇所は次の三箇所。①帝抑尔以畀余、抑非。(帝抑だる以て余に畀うるのみか、抑も非なるか。)(上篇)、②惟帝以余畀尔、(惟れ帝余を以て尔に畀え、)(上篇)、③曰「汝來惟帝命」。(曰く「汝の來るは惟れ帝命なり」と。)(中篇)
- (11) 「說清華簡3札記(一)」清華大学簡帛研究 (<http://www.confucius2000.com/admin/janmu2/jianbo.htm>)、二〇一三年一月四日。
- (12) 注(9)参照。
- (13) 該当箇所は次のとおり。今逕夫好攻伐之君、又飾其說以非子墨子曰「以攻伐之為不義、非利物与。昔者禹征有苗、湯伐桀、武王伐紂、此皆立為聖王、是何故也」。子墨子曰「子未察吾言之類、未明其故者也。彼非所謂攻、謂誅也」。他にも『荀子』成相・『呂氏春秋』離俗覽(上德)・『戰國策』魏策など、戰国後期～漢代の文獻に類似した内容が見える。
- (14) 該当箇所前後の文は次のとおり。「公曰「君爽。我聞在昔、成湯既受命、時則有若伊尹、格于皇天。(中略)公曰「君爽。在昔、上帝割申劬寧王之德、其集大命于厥躬。惟文王尚克修和我有夏、亦惟有若臯叔、有若閎夭、有若散宜生、有若泰顛、有若南宮括」。
- (15) 原文は次のとおり。殺召伯・毛伯、不言其、何也。兩下相殺也。兩下相殺、不志乎『春秋』。此其志何也。矯王命以殺之、非忿怒相殺也、故曰、以王命殺也。以王命殺、則何志焉。為天下主者、天也。繼天者、君也。君之所存者、命也。為人臣而侵其君之命而用之、是不臣也。為人君而失其命、是不君也。君不君、臣不臣、此天下所以傾也。
- (16) 小南一郎「天命と徳」(『東方學報』第六十四号、一九九二年三月)、高島敏夫「西周時代における「天命(命)」と「大令(命)」——「天令(命)」「大令(命)」の意義変遷が示すもの(一)」(『学林』第四十八号、二〇〇八年十一月)。
- (17) 「清華簡与『尚書』、《逸周書》的研究」(『新整理清華簡六種概述』(李学勤「初識清華簡」、中西書局、二〇一三年六月) (文学研究科助教)

初看『說命』中的「天命」會有很強烈的印象甚至讓人聯想到「革命思想」的意味，但天與傳說之間存在著作爲「天子」的王，如果王是代言天命的話，該處的記述也沒有超越具有「天→王(天子)→臣下」的這一階層制度的「天命」的結構。

摘要

清華簡『說命』的文獻特質

以天的思想爲中心

金城 未來

近年來在中國大陸相繼發現了一批新出土的文獻，依據這些文獻展開的古代史的重新考證正在進行之中。

本論文的研究對象是出版於2012年12月的『清華大學藏戰國竹簡〔叁〕』中收錄的文獻『說命』。主要分析此文獻中頗具特點的與天有關的記述，旨在闡明它的特質。

被冠名爲「說命」的這篇文獻，正如很多研究者指出的那樣，在漢初伏生傳播的今文『尚書』裡找不到它，但在東晉梅賾獻上的僞古文『尚書』中卻能發現它。本論文在說明了清華簡『說命』的書誌情況後，通過筆者制作的僞古文『尚書』說命與清華簡『說命』對照表的比較分析，總結出了兩文獻內容上的不同之處。此後對清華簡『說命』中出現的所有天的記述，共八處分別進行了具體的分析。

經過分析得到的結論是清華簡『說命』裡出現的，「天出不祥」「天章之用九德」「余罔墜天休」「余惟弗雍天之命」等記述都是把天作爲降臨恩惠或災難的，具有人格的神的存在。其中最重要的是殷王武丁對後來成爲他重臣的傅說所說的「天廼命說伐失仲（天命傳說討伐失仲）」的記述。

有關該處的記述，存在著兩種理解方式，一種理解爲人君（王）假託天命授命於臣，一種理解爲「天」直接授命於臣，與王的旨意無關。但在『尚書』及其它先秦文獻中可以看到討伐所涉及的天命的記述，都是國家的最高統治者的「王」及「諸侯」爲了給討伐找一個正當化的理由而提出的，並不是天直接向「臣下」下達討伐的命令。因此，筆者認爲清華簡『說命』中的「命傳說討伐失仲的天之命」的自然的理解方式是武丁向傳說代言天意，也就是以天命爲借口的王命的記述。